

第 2 次 秦 野 市 土 地 開 発 公 社 の
経 営 の 健 全 化 に 関 す る 計 画

平成 2 4 年 5 月

秦 野 市

目 次

I	策定の趣旨	1
II	前計画の達成状況の検証	1
第1	前計画で掲げた目標	1
1	保有土地の簿価総額を減少させること。	
2	供用済土地を解消すること。	
3	土地売却未収金残高を解消すること。	
4	用途不明確土地を解消すること。	
第2	前計画の達成状況	2
1	保有土地の簿価総額を減少させることとした結果	
2	供用済土地を解消することとした結果	
3	土地売却未収金残高を解消することとした結果	
4	用途不明確土地を解消することとした結果	
第3	各年度の用地取得・処分・保有計画及び債務保証等対象土地の 詳細処分計画の検証	4
1	各年度の用地取得・処分・保有計画及びその達成状況	
2	債務保証等対象土地の詳細処分計画の内容及びその結果	
第4	今後の土地開発公社のあり方	6
1	土地開発公社の存続意義	
2	今後のあり方	
III	第2次土地開発公社の経営の健全化に関する計画	7
第1	計画の期間	7
第2	経営健全化の基本方針	7
1	保有土地の簿価総額の減少	
2	建物の処分	
3	保有地の柔軟な処分	
第3	計画実施のための体制	8
第4	各年度の用地取得・処分・保有計画	8
第5	債務保証等対象土地の詳細処分計画	9
第6	その他の経営健全化のための具体的措置	10

1	保有土地の暫定利用	
2	自己資金の活用による借入金の減少	
3	資金の借入手続の改善	
第7	秦野市による支援措置	11
1	損失補てん	
2	負担金・補助金の交付	
第8	秦野市における用地取得手続等の改善	11
1	取得対象土地	
2	債務負担行為の設定	
3	代替地の取得に関する措置	
4	今後の保有地の買戻し方法等の改善	
5	議会への報告	
第9	達成すべき経営指標の目標値	12

第2次 秦野市土地開発公社の経営の健全化に関する計画

I 策定の趣旨

本市では、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付総行地第142号・総財地第266号総務事務次官通知）に基づき、「秦野市土地開発公社経営健全化計画策定委員会」の検討を経て、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画期間とする「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」（以下「前計画」という。）を策定し、秦野市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）の経営の健全化を推進してきた。

そこで、前計画の達成状況を検証し、今後の土地開発公社のあり方を含め、さらなる経営の健全化の推進を図るため、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする「第2次秦野市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定することとした。

なお、この計画には、総合計画との連動性及び継続的な検証の必要性等から、平成23年度の事業実績を含めることとした。

II 前計画の達成状況の検証

第1 前計画で掲げた目標

1 保有土地の簿価総額を減少させること。

(1) 標準財政規模に占める簿価総額の割合に関する目標値

（目標値の単位：％、金額の単位：百万円）

区 分	基準年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標値 (A)= $B \div C \times 100$	20.7	15.7	12.0	10.9	9.7	8.9
簿 価 総 額 (B)	5,256	3,990	3,051	2,770	2,465	2,267
標準財政規模 (C)	25,358	25,358	25,358	25,358	25,358	25,358

注1 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

注2 基準年度は、平成16年度数値を使用している。

(2) 標準財政規模に占める5年以上保有土地の簿価総額の割合に関する目標値

（目標値の単位：％、金額の単位：百万円）

区 分	基準年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標値 (A)= $B \div C \times 100$	12.7	11.0	11.2	9.7	8.5	7.8
簿 価 総 額 (B)	3,219	2,790	2,851	2,470	2,165	1,967
標準財政規模 (C)	25,358	25,358	25,358	25,358	25,358	25,358

注 上記(1)の注意書きを参照

- 2 供用済土地を解消すること。
水辺緑地保全事業用地（簿価1億4,500万円）を平成19年度に市が買戻しする。
- 3 土地売却未収金残高を解消すること。
東海大学駅南口周辺整備用地ほか4件の年賦未収金（5億9,700万円）及び市庁舎拡張用地・分庁舎建物ほか6件の割賦販売未収金（14億8,400万円）を計画的に解消する。
- 4 用途不明確土地を解消すること。
市道64号線改良事業用地代替地ほか6件（簿価総額8億2,600万円）を売却等の処分をする。

第2 前計画の達成状況

前計画で掲げた目標に対して、次のような結果となった。

1 保有土地の簿価総額を減少させることとした結果

平成22年度末には簿価総額を基準年度に比較して約3割減少させることができたが、目標の達成には至らなかった。

(1) 標準財政規模に占める簿価総額の割合に関する目標値の結果

（目標値、実績値の単位：％、金額の単位：百万円）

区 分	基準年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目 標 値	20.7	15.7	12.0	10.9	9.7	8.9
実 績 値 (A)=B÷C×100		13.7	13.5	13.3	13.6	13.0
		13.1	12.9	12.7	13.0	12.4
簿 価 総 額 (B)	5,256	3,827	3,827	3,774	3,774	3,694
		3,674	3,674	3,621	3,621	3,541
標準財政規模 (C)	25,358	28,019	28,426	28,479	27,789	28,466

注1 簿価総額のうち、上段は、前計画策定時（平成18年1月）の簿価総額、下段は、前計画策定後の改正経理基準要綱に基づく時価評価後（平成18年3月末）の簿価総額を示している。

注2 標準財政規模のうち、平成18年度から平成22年度までの標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。また、基準年度は、平成16年度の数値を使用している。

(2) 標準財政規模に占める5年以上保有土地の簿価総額の割合に関する目標値の結果

（目標値、実績値の単位：％、金額の単位：百万円）

区 分	基準年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目 標 値	12.7	11.0	11.2	9.7	8.5	7.8
実 績 値 (A)=B÷C×100		9.7	9.9	9.7	13.1	12.7
		9.2	9.3	9.1	12.5	12.2
簿 価 総 額 (B)	3,219	2,726	2,802	2,749	3,629	3,629
		2,573	2,649	2,596	3,476	3,476
標準財政規模 (C)	25,358	28,019	28,426	28,479	27,789	28,466

注 上記(1)の注意書きを参照

2 供用済土地を解消することとした結果

平成22年度に水辺緑地保全事業用地を買戻したことにより、目標を達成した。

(単位：百万円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
水辺緑地保全事業用地	計画	145	0	0	0	0
	実績	145	145	145	145	0

3 土地売却未収金残高を解消することとした結果

年賦未収金は平成19年度に、割賦販売未収金は平成21年度までに市がすべて支払ったことにより、それぞれの目標を達成した。

(1) 年賦未収金の解消状況

(単位：百万円)

区 分		基準年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
東海大学駅南口周辺 整備用地ほか4件	計画	597	110	0	0	0	0
	実績	597	110	0	0	0	0

(2) 割賦販売未収金の解消状況

(単位：百万円)

区 分		基準年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
市庁舎拡張用地・ 分庁舎建物ほか6件	計画	1,484	753	497	244	0	0
	実績	1,484	753	497	244	0	0

4 用途不明確土地を解消することとした結果

対象保有地を平成18年度中にすべて市が再取得又は民間へ売却したことにより、目標を達成した。

(単位：百万円)

区 分		基準年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
渋沢駅周辺（南 口）土地区画整理 事業用地代替地ほ か6件	計画	826 (330)	0	0	0	0	0
	実績	826 (330)	0	0	0	0	0

注 括弧書きの数値は、前計画策定後の改正経理基準要綱に基づく時価評価後の簿価を示している。

第3 各年度の用地取得・処分・保有計画及び債務保証等対象土地の詳細処分計画の検証

前計画の達成状況を総括的に述べると、供用済土地及び土地売却未収金残高並びに用途不明土地の解消は概ね計画どおりとなったが、市による土地の買戻しが計画どおり進展しなかったため、簿価総額については基準年度に対して約3割減少させたものの、目標とする数値までは減少させることができなかった。

なお、各年度の用地取得・処分・保有計画及び債務保証等対象土地の詳細処分計画の達成状況は以下のとおりであった。

1 各年度の用地取得・処分・保有計画及びその達成状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度 (初年度)	平成19年度 (第2年度)	平成20年度 (第3年度)	平成21年度 (第4年度)	平成22年度 (第5年度)
公有地先行取得事業に係る計画					
年度初保有額	4,653	3,865	2,926	2,645	2,340
	4,653 (4,004)	3,827 (3,674)	3,827 (3,674)	3,774 (3,621)	3,774 (3,621)
取得計画額	100	100	100	100	100
	0	0	0	0	65
処分計画額	888	1,039	381	405	298
	826 (330)	0	53	0	145
市による取得	7	1,039	274	298	298
	9	0	0	0	145
うち公共用先債の弾力 運用額	0	880	0	0	0
	0	0	0	0	0
民間売却	881	0	107	107	0
	817 (321)	0	53	0	0
年度末保有額	3,865	2,926	2,645	2,340	2,142
	3,827 (3,674)	3,827 (3,674)	3,774 (3,621)	3,774 (3,621)	3,694 (3,541)
時価処分による損益	△301	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

注1 各区分の上段数値は計画数値、下段数値は実績数値を示している。

注2 括弧書きの数値は、前計画策定後の改正経理基準要綱に基づく時価評価後の簿価を示している。

2 債務保証等対象土地の詳細処分計画の内容及び結果

(単位：百万円)

番号	資産区分	簿 価	処分方針	処分予定年度	事業予定年度	結 果
1	公共施設事業用地(高齢者健康維持増進施設等(仮称)事業用地)	880	10年以内に事業化を見込める土地として、特別会計設置により当初用途で市が再取得	平成19年度	平成21年度以降	未達成 ※利活用検討のため、債務負担行為の延伸
2	秦野市一般廃棄物最終処分場用地	165	当初用途で市が再取得	平成23年度以降	平成23年度以降	計画期間外
3	シビックマーケット構想関連事業用地	418	当初用途の事業が見直しとなったため、新たな用途の検討後、市が再取得	平成23年度以降	平成23年度以降	計画期間外
	シビックマーケット構想関連代替地	23 (21)	土地開発公社が売却処分	平成18年度		未達成 ※市への売却処分検討
		278 (191)	当初用途の事業の見直しにより、新たな用途の検討後、市が再取得	平成23年度以降	平成23年度以降	計画期間外
4	渋沢駅前落合線街路築造事業用地	149	当初用途で市が再取得	平成23年度以降	平成23年度以降	計画期間外
5	東北久保塩貝線街路築造事業用地	102	当初用途で市が再取得	平成23年度以降	平成23年度以降	計画期間外
6	曾屋名古屋線事業用地等	76	当初用途で市が再取得	平成20年度	平成20年度	未達成 ※土地区画整理事業との整合性の検討
7	秦野中央運動公園拡張事業用地 (補助事業)	792	当初用途で市が再取得	平成20～ 23年度	平成20～ 23年度	一次計画期間中の部分については未達成 ※平成23年度、24年度で買戻し
8	水辺緑地保全事業用地	145	当初用途で市が再取得	平成19年度	事業施行中	H23.3.8 市が再取得
9	市道64号線改良事業用地代替地	14	当初用途で市が再取得	平成19年度		H19.3.19 民間へ売却
10	渋沢駅周辺(南口)土地区画整理事業用地代替地	547 (136)	土地開発公社が売却処分	平成18年度		H19.3.20 民間へ売却

(単位：百万円)

番号	資産区分	簿 価	処分方針	処分予定年度	事業予定年度	結 果
11	尾尻諏訪原線街路築 造事業用地代替地	532	当初用途を変更し、市庁 舎建替時の仮設庁舎用地 等として市が再取得	平成23年度以降	平成23年度以降	計画期間外
		7	消防用防火水槽用地に用 途変更し、市が再取得	平成18年度	平成18年度	H19.3.27 市が再取得
		53	土地開発公社が売却処分	平成18年度		H21.3.25 民間へ売却
12	堀山下テクノパーク 内集合農地代替地	83	当初用途により代替地と して処分	平成18年度		H18.4.6 民間へ売却
13	鶴巻温泉駅南口周辺 整備事業用地代替地	214 (150)	当初用途により代替地と して処分	平成20、 21年度		未達成 ※県事業との整合性 検討
14	東海大学前駅南口周 辺整備事業用地代替 地	18	当初用途により代替地と して処分	平成18年度		H18.7.27 民間へ売却
15	今泉台線街路築造事 業用地代替地	155 (70)	土地開発公社が売却処分	平成18年度		H19.3.29 民間へ売却
16	公共事業用地代替地 (曾屋字緑下)	2	土地開発公社が売却処分	平成18年度		H19.3.28 市が再取得
簿 価 合 計		4,653 (4,004)				

注 括弧書きの数値は、前計画策定後の改正経理基準要綱に基づく時価評価後の簿価を示している。

第4 今後の土地開発公社のあり方

1 土地開発公社の存続意義

地方公共団体に対して土地開発公社の設立が促されていた昭和47年当時は、『日本列島改造論』に象徴される開発の促進と経済の成長期が相乗効果をもたらし、土地開発公社も「地域の秩序ある整備」と「市民福祉の増進」に寄与することを目的として、その機能を果たしていた。

しかし、バブル経済の崩壊後、景気の低迷、地価の下落傾向が続いている状況及び地方公共団体を取巻く環境の変化によって、土地開発公社のメリットであった資金調達機能と迅速な公有地の取得等が、土地開発公社の構造的な問題としてクローズアップされてきた。

前計画はこうしたことを背景に策定し、この計画の進展により平成17年度末約61億円あった長期借入金残高が計画期間終了時点で約35億円にまで圧縮することができた。しかし、これを計画的にさらに圧縮させることは、引き続き公社の大きな課題であり、今後、土地開発公社としての役割を果たしつつ、債務の解消に努めていくことが重要となる。

そこで、現状における土地開発公社の存続意義について、土地の取得という視点で検証した。土地の取得については、一般会計、土地開発基金、公共用地取得事業特別会計及び

土地開発公社による取得という4つの取得方法がある。その内、土地開発公社による土地取得の場合に限り、本市が事業化に併せ土地開発公社から再取得をする際に、事業が国庫補助対象になった場合には、国庫補助金を活用した買戻しが可能となり、本市の財政負担を軽減することができる。

2 今後のあり方

今後の本市の「都市（まち）づくり」を考える上で、できる限り市民負担を軽減しながら事業を進めることは当然のことであるが、そのためには国庫補助金等を積極的に活用していくことが不可欠であり、当面、土地開発公社を利用した地域整備も選択肢の一つとして考えられる。

また、現時点で土地開発公社を清算することは、一時的に多額の市民負担を求めることにもなることから、土地開発公社の今後については、前計画で積み残した課題及び国の求める抜本的改革を踏まえ、必要最小限の事業用地の確保を続けつつ、徐々に土地開発公社の負債を縮小しながら計画的に経営の健全化に努める必要がある。

III 第2次土地開発公社の経営の健全化に関する計画

第1 計画の期間

平成23年度から平成27年度まで5年間

第2 経営健全化の基本方針

市民負担の増額を一時的に求めて性急に公社の清算を図ることはせず、必要最小限の事業用地の確保を続けつつ、徐々に公社の負債を縮小し、次に掲げる目標を達成することにより、土地開発公社の経営健全化に努めるものとする。

【経営健全化に向けた目標】

1 保有土地の簿価総額の減少

地価の下落傾向が続く現在の経済状況の中では、土地開発公社の保有土地の長期化は、取得資金に係る利子負担及び売却損による簿価総額の増加を招き、結果的に市民負担を増加させることになるため、いかに簿価総額を減少させるかが土地開発公社の経営健全化の鍵を握ることとなる。

そのため、この計画においては、平成22年度末保有簿価総額35億4,100万円を平成27年度末までに約30パーセント縮減し、24億8,500万円程度まで減少させることを目標として、次の指数の達成に努める。

(1) 保有土地の簿価総額の減少

本市の標準財政規模に対して、平成27年度末の土地開発公社保有土地の簿価総額が占める割合を、9パーセント程度までに縮減する。

現行12.4パーセント→8.8パーセント

(2) 5年以上保有土地の簿価総額の減少

本市の標準財政規模に対して、土地開発公社保有土地のうち平成27年度末で保有期間が5年以上である土地の簿価総額が占める割合を、9パーセント程度までに縮減する。

現行12.2パーセント→8.8パーセント

2 建物の処分

現在土地開発公社が保有するシビックマート構想再開発事業建物について、現在の活用状況に応じた管理、近隣住民の要望、市の土地利用計画、県道705号線拡幅事業の進捗状況等を勘案し、平成25年度末までに土地開発公社が処分する。

3 保有地の柔軟な処分

都市計画決定をしている事業用地以外の保有地については、取得時の目的に固執、限定することなく、必要な場合には、市の全体的な土地利用計画との整合も図りながら、公共事業のために柔軟に目的を変更し、処分する。

第3 計画実施のための体制

本計画は、保有地に関連する市の各事務担当にアンケート調査及びヒアリングを実施のうえ策定した。今後は、本計画に基づき、財産管理事務を所管する部署から庁議等に計画の進捗状況を報告し、本計画の進行管理に努める。

第4 各年度の用地取得・処分・保有計画

(単位：百万円)

区 分	平成23年度実績 (初年度)	平成24年度 (第2年度)	平成25年度 (第3年度)	平成26年度 (第4年度)	平成27年度 (第5年度)
公有地先行取得事業に係る計画					
年度初保有額	3,541	3,125	2,730	2,681	2,681
取得計画額	※ 21				
処分計画額	437	395	49		196
市による取得	422	395	49		196
うち基金による取得					
うち地方債による取得					
国、県その他の地方公共団体等による取得	15				
民間売却					
当該年度利子・管理費等(簿価計上分)					
年度末保有額	3,125	2,730	2,681	2,681	2,485
時価処分による損益			△49		

注1 ※印は、平成23年12月5日に鶴巻温泉駅南口広場整備事業用地として取得した額を示している。

注2 平成23年度実績の処分計画額は、鶴巻温泉駅南口広場整備事業用地として平成24年3月28日に市が買戻した額(25百万円)を含めて示している。

第5 債務保証等対象土地の詳細処分計画

(単位：百万円)

番号	資産区分	簿 価	処分方針	処分予定年度	事業予定年度
1	公共施設事業用地 (高齢者健康維持 増進施設等(仮称) 事業用地)	880	平成32年度末まで貸付 けを行い、その間に市に おいて土地利用を検討	平成33年度以降	平成33年度以降
2	秦野市一般廃棄物 最終処分場用地	165	当初用途で市が再取得	平成28年度以降	平成28年度以降
3	シビックマート構 想関連事業用地	369	県道705号線の拡幅事 業に伴う事業用地又は代 替地として目的変更を し、県、又は市が指定す る第三者に売却処分	平成28年度以降	平成28年度以降
	シビックマート構 想関連事業用建物	49	現状の活用状況等を勘察 し、土地開発公社が処分	平成25年度	
	シビックマート構 想関連代替地	212	シビックマート構想関連 事業用地と同様の処分を 行うこととする。	平成28年度以降	平成28年度以降
4	堀西羽根線・渋沢 駅前落合線街路築 造事業用地	149	当初用途で市が再取得	平成28年度以降	平成28年度以降
5	東北久保塩貝線街 路築造事業用地	102	当初用途で市が再取得	平成28年度以降	平成28年度以降
6	曾屋名古屋線事業 用地等	76	市道63号線拡幅事業用 地等として目的変更し、 市が再取得	平成25年度以降	平成25年度以降
7	秦野中央運動公園 拡張事業用地(補 助事業)	792	当初用途で市が再取得	平成23年度、平成 24年度	平成23年度、平成24 年度
8	鶴巻温泉駅南口広 場整備事業用地	65	当初用途で市が再取得	平成23年度、平成 27年度	平成23年度、平成27 年度
9	尾尻諏訪原線街路 築造事業用地代替 地	532	当初用途の代替地等とし て、市が指定する第三者 に売却処分	平成28年度以降	平成28年度以降

(単位：百万円)

番号	資産区分	簿 価	処分方針	処分予定年度	事業予定年度
10	鶴巻温泉駅南口周辺整備事業用地代替地	135	鶴巻温泉駅南口広場整備事業用代替地として目的変更をし、市が指定する第三者に売却処分。又は、県道612号線の拡幅事業に伴う代替地として目的変更をし、県、又は市が指定する第三者に売却処分	平成27年度	平成27年度
		15	県道612号線の拡幅事業用地として目的変更をし、県に売却処分	平成23年度	平成23年度
簿 価 合 計		3,541			

第6 その他の経営健全化のための具体的措置

1 保有土地の暫定利用

土地開発公社は、市の事業化の遅れ等により処分時期の確定が困難な土地については、有料駐車場等での暫定利用を図り、事務経費を捻出するとともに、金融機関からの借入金減少の一助とする。

2 自己資金の活用による借入金の減少

土地開発公社は、自己資金により取得した土地、又は金融機関等からの借入金を完済した土地等を売却処分した場合には、その売却資金を借入金償還財源とし、金融機関からの借入金減少の促進を図る。

3 資金の借入手続の改善

土地開発公社は、借入資金から生じる利子を抑制することに努め、より多くの金融機関を入札に誘引する等、借り入れ条件の良い金融機関を選定するため、引き続き借入手続きの改善に努める。

第7 秦野市による支援措置

1 損失補てん

時価での市による再取得及び第三者への売却により生じた損失については、計画最終年度である平成27年度の土地開発公社の決算において生じた欠損金を、平成28年度から平成32年度までの5年間で計画的に補助金を交付し、補てんを行うよう努める。

2 負担金・補助金の交付

市は、土地開発公社が保有する土地に対し、債務保証している金融機関借入金から生ずる利子について、各年度に生じた額を、市施行の事業に関連するものは負担金、市以外の事業主体が施行した事業に関連するものは補助金として、毎年度土地開発公社に交付している。

今後も負担金又は補助金の交付により取得原価の増加を抑制する。

第8 秦野市における用地取得手続等の改善

1 取得対象土地

土地開発公社が取得する対象土地は、総合計画で位置づけられた事業用地（概ね5年以内に事業化が確実な用地を含む）とする。

2 債務負担行為の設定

市が土地開発公社に土地の先行取得を依頼することを予定する際には、必ず、各年度の予算において債務負担行為を設定し、予定年度までに確実に再取得を行うよう努めるものとする。

3 代替地の取得に関する措置

土地開発公社による先行取得は事業用地のみとし、代替地の先行取得は行わないこととする。

4 今後の保有地の買戻し方法等の改善

(1) 割賦による買戻し等の廃止

割賦による買戻し又は、買戻すことなく供用を開始することは行わない。

(2) 時価による買戻しの特例

土地開発公社が先行取得をした時点の地価と市が買戻しを行う時点の地価との価格差が概ね5パーセント未満でかつ取得後5年以内の場合には、取得価格（簿価）での買戻しを行うよう努めるものとする。

5 議会への報告

土地開発公社が新規に土地を取得した際は、次により議会に報告し、透明性の確保を図ることとする。

- (1) 報告対象 市が土地開発公社に取得依頼し、土地開発公社が取得した2千万円以上の土地
- (2) 報告先 市議会議員連絡会
- (3) 報告担当部 土地開発公社及び取得依頼部

第9 達成すべき経営指標の目標値

(目標値の単位：％、金額の単位：百万円)

区 分		平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
標準財政規模に占める簿価総額の割合	目標値	12.4	11.0	9.6	9.5	9.5	8.8
	簿価総額	3,541	3,125	2,730	2,681	2,681	2,485
標準財政規模に占める5年以上保有地の簿価の割合	目標値	12.2	10.8	9.4	9.3	9.3	8.8
	簿価総額	3,476	3,064	2,669	2,620	2,620	2,485
標準財政規模		28,466	28,320	28,320	28,320	28,320	28,320

注 各年度の標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。また、平成24年度から平成27年度までの目標値算出に当たっては平成23年度の数値を使用している。